（最終更新日：2026 年 10 月 6 日）

相続登記申請書、委任状などの記載例（遺産分割協議による場合）

相続登記申請書、委任状、遺産分割協議書、相続関係説明図の記載例や書き方について解説しています。相続人がご自身で相続登記（不動産の名義変更）を申請する際の参考としてご覧ください。手続きをご自身で進めるのが難しい場合には、司法書士にご相談ください。

登記申請書は A4 サイズの用紙で作成します。ここに掲載する申請書は、書面で申請する場合の記載例です。司法書士が相続登記を申請する際にはオンライン申請によるのが通常ですが、申請書に記載する内容の参考としてご覧ください。

相続登記申請書の作成については、法務局の「不動産登記の申請書様式について」のページでも、申請書の様式や記載例をご覧いただけます。同ページに掲載されている「相続登記申請手続のご案内（遺産分割協議編）」では、手続きの流れや必要書類について詳しく解説されています。

相続登記、その他の相続や不動産登記の手続きのことなら、千葉県松戸市の高島司法書士事務所（松戸駅東口徒歩 1 分）へご相談ください。

千葉県松戸市松戸 1176 番地の 2 KAMEI.BLD.306 号
司法書士髙島一寛事務所
https://office-takashima.com/

不動産登記申請書の記載例（相続登記、本人申請）

以下は、令和８年 10 月５日以降に申請する場合の記載例です。本例では、検索用情報として追加する氏名の振り仮名、生年月日、メールアドレス、国籍等の記載を省略しています。実際の申請に当たっては、法務省の「検索用情報の申出について」もご確認ください。

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　令和８年〇月〇日　相続

相 続 人　　（被相続人　松戸一郎）
千葉県松戸市松戸本町５０番地の１
松　戸　　花　子　（印）
連絡先の電話番号　０４７－７０３－００００

添付書類　　登記原因証明情報　住所証明情報　国籍等を証する情報

令和　８年　〇月　〇日申請　千葉地方法務局松戸支局

課税価格　　金１，５００万円

登録免許税　　金６万円

不動産の表示
不動産番号　　０４０２０００１２３４５
所　　在　　松戸市松戸本町
地　　番　　５０番１
地　　目　　宅地
地　　積　　１００．００平方メートル

不動産番号　　０４０２０００１２３４６
所　　在　　松戸市松戸本町５０番地１
家屋番号　　５０番１
種　　類　　居宅
構　　造　　木造瓦葺２階建
床 面 積　　１階　５０．００平方メートル
２階　５０．００平方メートル

千葉県松戸市松戸 1176-2-306
司法書士髙島一寛事務所
https://office-takashima.com/

不動産登記申請書の記載例（相続登記、代理人申請）

以下は、令和８年 10 月５日以降に申請する場合の記載例です。本例では、検索用情報として追加する氏名の振り仮名、生年月日、メールアドレス、国籍等の記載を省略しています。実際の申請に当たっては、法務省の「検索用情報の申出について」もご確認ください。

登　記　申　請　書

登記の目的　　所有権移転

原　　因　　令和８年〇月〇日　相続

相 続 人　　（被相続人　松戸一郎）
千葉県松戸市松戸本町５０番地の１
松　戸　　花　子

添付書類　　登記原因証明情報　住所証明情報　国籍等を証する情報
代理権限証明情報

代 理 人　　千葉県松戸市松戸１１７６番地の２
司法書士　髙　島　　一　寛　（印）
連絡先の電話番号　０４７－７０３－３２０１

令和　８年　〇月　〇日申請　千葉地方法務局松戸支局

課税価格　　金１，５００万円

登録免許税　　金６万円

不動産の表示
不動産番号　　０４０２０００００１２３４５
所　　在　　松戸市松戸本町
地　　番　　５０番１
地　　目　　宅地
地　　積　　１００．００平方メートル

不動産番号　　０４０２０００００１２３４６
所　　在　　松戸市松戸本町５０番地１
家屋番号　　５０番１
種　　類　　居宅
構　　造　　木造瓦葺２階建
床 面 積　　１階　５０．００平方メートル
２階　５０．００平方メートル

千葉県松戸市松戸 1176-2-306
司法書士髙島一寛事務所
https://office-takashima.com/

令和　　年　　月　　日

委　任　状

千葉県松戸市松戸１１７６番地の２
司法書士　髙　島　　一　寛

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

１．下記の登記申請に関する一切の件
２．下記の登記に関する申請書、その他必要書類の作成に関する一切の件
３．登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領する件
４．添付書類の原本還付請求及びその原本を受領する件
５．登記申請の取下げ、登録免許税又は手数料の還付請求及び再使用証明の手続の件
６．登記に係る登録免許税の還付金を受領する件

登記の目的　　所有権移転
原　　因　　令和８年　〇月　〇日　相続
相　続　人　　（被相続人 松戸一郎）
千葉県松戸市松戸本町５０番地の１
松　戸　　花　子
不動産の表示　　後記のとおり

千葉県松戸市松戸本町５０番地の１
委任者　　松　戸　　花　子　　（印）

不動産の表示
不動産番号　０４０２０００１２３４５
松戸市松戸本町５０番１の土地

不動産番号　０４０２０００１２３４６
松戸市松戸本町５０番地１　家屋番号５０番１の建物

千葉県松戸市松戸 1176-2-306
司法書士髙島一寛事務所
https://office-takashima.com/

遺産分割協議書

被 相 続 人　松戸　一郎　（令和８年〇月〇日死亡）
最 後 の 本 籍　千葉県松戸市松戸本町５０番地１
最 後 の 住 所　千葉県松戸市松戸本町５０番地の１

上記被相続人の遺産について、共同相続人間において遺産の分割について協議をした結果、次のとおり決定した。

１　相続人松戸花子は、次の遺産を取得する。

不動産番号　０４０２０００１２３４５
所　　在　松戸市松戸本町
地　　番　５０番１
地　　目　宅地
地　　積　１００．００平方メートル

不動産番号　０４０２０００１２３４６
所　　在　松戸市松戸本町５０番地１
家 屋 番 号　５０番１
種　　類　居宅
構　　造　木造瓦葺２階建
床 面 積　１階　５０．００平方メートル
　　２階　５０．００平方メートル

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、署名捺印する。

令和　　年　　月　　日

千葉県松戸市松戸本町５０番地の１
相続人　松　戸　　花　子　（実印）

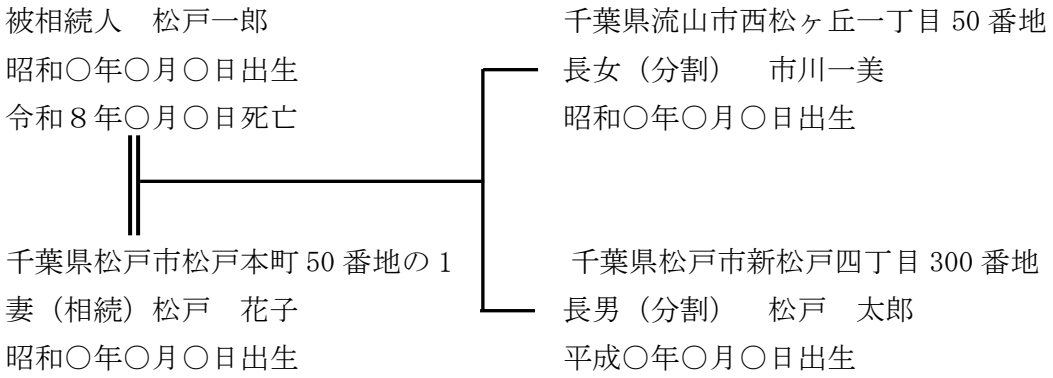
千葉県流山市西松ヶ丘一丁目５０番地
相続人　市　川　　一　美　（実印）

千葉県松戸市新松戸四丁目３００番地
相続人　松　戸　　太　郎　（実印）

千葉県松戸市松戸 1176-2-306
司法書士髙島一寛事務所
https://office-takashima.com/

被相続人 松戸一郎 相続関係説明図

１　被相続人の最後の本籍　　千葉県松戸市松戸本町５０番地１
２　被相続人の最後の住所　　千葉県松戸市松戸本町５０番地の１
３　被相続人の登記簿上の住所　千葉県松戸市松戸本町５０番地の１



相続戸籍関係一式還付	

千葉県松戸市松戸 1176-2-306
司法書士髙島一寛事務所
https://office-takashima.com/

登記申請書の記載についての注意事項等

１．登記の目的

被相続人が単独で所有していた不動産（土地・建物）の場合には「所有権移転」と記載します。被相続人の共有持分の全部を移転する場合には「（被相続人の氏名）持分全部移転」となります。例えば、「松戸一郎持分全部移転」と記載します。

２．原因

相続が開始した日（被相続人の死亡の日）を記載します。相続を原因とする所有権移転登記では、登記原因の日付は相続開始日であり、遺産分割協議が成立した日ではありません。

３．相続人

被相続人の氏名を括弧書きした後に、不動産を相続する方の住所・氏名を記載します。２名以上の共有名義で登記する場合には、次のように氏名の前に取得する持分を記載します。

相続人（被相続人　松戸一郎） 千葉県松戸市松戸本町５０番地の１ 持分２分の１　松戸　花子 千葉県流山市西松ヶ丘一丁目５０番地 ２分の１　市川　一美

※住所は、住民票に記載されているとおり正確に記載します。

例えば、住民票に「千葉県松戸市松戸１１７６番地の２」と記載されている場合には、そのとおりに記載します。「番地」と「番」も混同しないようにしてください。

○　千葉県松戸市松戸１１７６番地の２

×　千葉県松戸市松戸１１７６番２号

×　千葉県松戸市松戸１１７６－２

４．添付書類

・登記原因証明情報

被相続人の出生から死亡に至るまでの戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）、相続人全員の戸籍謄本、遺産分割協議書、遺産分割協議書に押印した相続人全員の印鑑証明書などです。

相続人の戸籍謄本は、被相続人が死亡した日以後に発行されたものを使用します。遺産分割協議書に添付する印鑑証明書については、発行後３か月以内のものである必要はありません。

また、登記簿上の住所と被相続人の本籍が異なる場合などには、登記簿上の所有者と被相続人が同一人であることを証明するため、本籍の記載のある住民票の除票、または戸籍の附票などを添付します。

相続関係説明図を提出した場合には、戸籍謄本（除籍謄本、改製原戸籍）について、写し（コピー）を提出せずに原本還付を受けることができます。

遺産分割協議書やこれに添付する印鑑証明書などの原本還付を受ける場合には、別途コピーを提出する必要があります。コピーに「原本に相違ありません」と記載し、申請人または代理人が記名押印したものを、原本と併せて提出します。コピーが複数枚になる場合は、用紙のつづり目に契印をします。

・住所証明情報

不動産を相続する方の住所を証明するための、住民票の写し、または戸籍の附票の写しです。住民票の写しは、マイナンバーの記載がないものを使用します。

・国籍等を証する情報

令和 8 年 10 月 5 日以降に登記申請をする場合には、不動産を相続する方の国籍等を証する情報が必要です。

日本国籍の方については、本籍の記載のある住民票の写し、または戸籍の附票の写しなどを使用します。これらの書類は住所証明情報と兼ねることができるため、それぞれ別に用意する必要はありません。

外国籍の方については、国籍または地域が記載された住民票の写しなどを使用します。

・代理権限証明情報

司法書士などの代理人に登記申請を依頼する場合の委任状です。代理人により登記申請をする場合に、添付書類として「代理権限証明情報」を記載します。相続人本人が申請する場合には、委任状は不要です。

５．課税価格、登録免許税

課税価格は不動産の固定資産評価額です（1,000 円未満の金額は切り捨て）。登記申請をする年度の固定資産評価証明書などにより確認します。共有持分を相続する場合には、その持分に相当する価額を基に計算します。

登録免許税額は、原則として課税価格の 1000 分の 4（0.4%）です（100 円未満の金額は切り捨て）。免税措置が適用される場合を除き、計算した税額が 1,000 円未満となるときは、1,000 円となります。

例えば、不動産の固定資産評価額が 11,111,111 円である場合、この 1,000 円未満の金額を切り捨てた 11,111,000 円が課税価格となります。この課税価格に税率 1000 分の 4 を乗じた額は 44,444 円ですが、ここから 100 円未満を切り捨てた 44,400 円が登録免許税の額となります。

価額が 100 万円以下の土地に係る相続登記の免税措置（租税特別措置法第 84 条の 2 の 2 第 2 項）

土地の相続による所有権移転登記をする際、その土地の価額が 100 万円以下であるときは、登録免許税が課されません。この免税措置の適用期限は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

100 万円以下であるかどうかは、土地 1 筆ごとに判断します。この免税措置の対象は土地であり、建物には適用されません。

また、土地の共有持分を相続する場合には、その土地全体の価額に、相続する持分の割合を乗じて計算した額で判断します。例えば、土地全体の価額が 1,000 万円であっても、相続する持分が 10 分の 1 である場合には、その持分の価額は 100 万円となるため、免税措置の対象となります。

この免税措置の適用を受けるには、登記申請書に「租税特別措置法第 84 条の 2 の 2 第 2 項により非課税」と記載する必要があります。この記載がない場合には、免税措置は受けられません。

詳しくは、法務局の「相続登記の登録免許税の免税措置について」をご覧ください。

６．不動産の表示

不動産の登記簿謄本（登記事項証明書）に記載されているとおり、正確に記載します。マンション（敷地権付区分建物）の場合の記載例は次のとおりです。

不動産の表示

一棟の建物の表示
所　　在　　我孫子市我孫子一丁目１番地１
建物の名称　　我孫子マンション
専有部分の建物の表示
不動産番号　　０４２４００１２１１１１１
家 屋 番 号　　我孫子一丁目１番１の１０００
建物の名称　　１０００
種　　類　　居宅
構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建
床　面　積　　５階部分　１００．００㎡

敷地権の表示
符　　号　　１
所在及び地番　　我孫子市我孫子一丁目１番１
地　　目　　宅地
地　　積　　３００００．００㎡
敷地権の種類　　所有権
敷地権の割合　　４０００００００分の１００００

（注）登記事項証明書の表題部（一棟の建物の表示）に「建物の名称」（本例では我孫子マンション）が記載されている場合には、その名称を記載することで、一棟の建物の「構造」「床面積」を省略できます。建物の名称が登記されていなければ、「構造」「床面積」も記載します。

遺産分割協議書の記載についての注意事項等

１．不動産の表示

不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）に記載されているとおり、正確に記載します。固定資産評価証明書などでは、所在地、地積、床面積などの記載が登記事項証明書と異なることがあるため、登記事項証明書で確認してください。

マンション（敷地権付区分建物）の場合の記載例は、前記「６．不動産の表示」をご覧ください。

２．相続人の住所、氏名

住所は住民票、氏名は戸籍の記載どおりに正確に記載します。氏名は自筆せず記名でも相続登記の手続きは可能ですが、遺産分割協議が真正に成立したことを証するためにも、ご本人が署名することをお勧めします。また、遺産分割協議書には、相続人全員が実印で押印します。

・相続登記のご相談は千葉県松戸市の高島司法書士事務所
（松戸駅東口徒歩１分）へどうぞ（相続登記のご案内）

千葉県松戸市松戸 1176-2-306
司法書士高島一寛事務所
https://office-takashima.com/